

<b>①件名</b>					
地方税法等の一部改正に伴う石巻市国民健康保険税の課税の特例に関する取扱いについて					
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>					
<p>【背景】                  平成25年12月24日に公布した石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の施行期日を平成29年1月1日としていたが、総務省からの通知に基づき、その一部の施行期日を平成28年1月1日とするもの。</p> <p>【目的】                  関係法令と同様の措置を講じることにより、適正公平な課税措置を図る。</p>					
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>					
<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法（昭和25年法律第226号）</li> <li>・地方税法施行令（昭和25年政令第245号）</li> <li>・地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）</li> </ul> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は【個別計画との整合性】</p>					
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>					
平成25年 3月30日	地方税法の一部を改正する法律公布（平成25年法律第3号）				
平成25年 6月12日	地方税法施行令の一部を改正する政令公布（平成25年政令第173号） 地方税法施行規則の一部を改正する省令公布（平成25年総務省令第66号）				
平成25年12月24日	石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例公布（平成25年石巻市条例第50号）				
平成27年 3月31日	「市（町・村）税条例（例）等の一部を改正する条例（例）の案の送付について」総務省自治税務局市町村税課通知				
<b>⑤主な内容</b>					
石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年石巻市条例第50号）の施行期日を平成29年1月1日としていたが、一部の施行期日を平成28年1月1日に改正する。					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     施行期日 平成29年1月1日                      ただし、条例附則第17項（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）中、「<u>配当所得</u>」を「<u>利子所得、配当所得及び雑所得</u>」に改める部分の施行期日は平成28年1月1日とする。                 </td> <td>                     施行期日 平成29年1月1日                 </td> </tr> </tbody> </table>	変更後	変更前	施行期日 平成29年1月1日 ただし、条例附則第17項（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）中、「 <u>配当所得</u> 」を「 <u>利子所得、配当所得及び雑所得</u> 」に改める部分の施行期日は平成28年1月1日とする。	施行期日 平成29年1月1日	
変更後	変更前				
施行期日 平成29年1月1日 ただし、条例附則第17項（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）中、「 <u>配当所得</u> 」を「 <u>利子所得、配当所得及び雑所得</u> 」に改める部分の施行期日は平成28年1月1日とする。	施行期日 平成29年1月1日				
<b>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>					
<p>【効果】                  法令に基づいた適正な課税ができる。</p>					
<b>⑦他の自治体の政策との比較検討</b>					
他市町村においても、同様の措置を行うもの。					

⑧今後の予定及び施行予定年月日
平成27年第3回定例会に提案予定 公布の日から施行
⑨その他